

国語科教育課程の成立と展開

—— 中学校（旧制）を中心に ——

松 岡 繁

目 次

はじめに

- 一 学制（明治五年）
 中学教則略（明治五年）
 - 二 教育令（明治二十二年）
 中学教則大綱（明治十四年）
 - 三 中学校通則（明治十七年）
 中学校令（明治十九年）
 尋常中学校ノ学科及其程度（明治十九年）
 - 四 中学校令改正（明治三十二年）
 中学校令施行規則（明治三十四年）
 中学校教授要目（明治三十五年）
 中学校施行規則中改正（明治四十四年）
 中学校教授要目改正（明治四十四年）
 - 五 中学校令改正（大正八年）
 中学校令施行規則中改正（大正八年）
 - 六 中学校令施行規則中改正（昭和六年）
 中学校教授要目改正（昭和六年）
 - 七 中学校教授要目改正（昭和十二年）
 中等学校令（昭和十八年）
 - 八 中学校教授要目中改正（昭和二十二年）
 中等学校令（昭和十八年）
 中学校規程（昭和十八年）
 中学校教科教授及修練指導要目（昭和十八年）
 - 九 中学校教授要目改正（昭和二十二年）
 中等学校令（昭和十八年）
 中学校規程（昭和十八年）
 中学校教科教授及修練指導要目（昭和十八年）
- （参考） 高等女学校・実業学校における実践
おわりに
参考文献

はじめに

本稿では、明治五年公布の「学制」から昭和一八年の「中学校教科教授及修練指導要目」までを中心に、「国語科教育課程の成立と展開」を概観したものである。中等学校にも各種の学校があるが、旧制の中学校を取り上げたのは、主流を占めた学校に焦点を当てることによって、高等女学校等他の学校の実態も、おおむね推測できるからである。

ところで、「教育課程」という言葉は、旧制中学校の時期には用いられていなかったのである。その当時、教育課程の編成は、勅令や文部省の省令・訓令等によって規定されていたので、学校が関与した、厳密な意味での「教育課程」はなかったのである。その意味では、論題の「国語科教育課程」という文言は適切ではない。しかし、この当時の実践活動をすべて包含するような適切な言葉が見当たらないので、私どもになじみの深い「教育課程」という言葉を用いることにした。

なお、高等学校において、「教育課程」の言葉が登場するのは、「学習指導要領一般編（試案）」（昭和二六年七月一〇日文部省発行）からで、それ以前は、「教科課程」と称していたのである。

とはいえ、長い旧制の中等国語教育の歴史のなかで、どのような法令のもとで、どのように理論づけられ、どのように実践されてきたのかを正確にとらえることは、私どもの今後の実践に多くの示唆と指針を与えてくれると思う。

本論によって、浮き彫りにされた国語科教育の問題点が、今後の実践に生かされ、今日的課題の解明の礎の一端ともなれば幸せである。

なお、時代相等的確な把握を期すため、やや煩雑にはなるが、法令を多く引用することによって、正確さを求めた箇所も多いので諒とされたい。

一 学 制 (明治五年八月三日 文部省布達)

中学教則略 (明治五年九月八日 文部省布達番外)

(一) 学制
主旨

- (ア) 「学制」の第二九条では、中学について、「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス」と規定している。そして、この二等のほかに、工業学校、商業学校、通弁学校、農業学校等を挙げている。このように、後の中等学校に当たる学校を、すべて中学校と称している。
- (イ) 下等中学は一四歳から一六歳までの三年、上等中学は一七歳から一九歳までの三年間を原則とした。
- (ウ) 「下等中学教科」・「上等中学教科」は、ともに「国語学」「習字」「古言学」が、国語関係の教科として設けられた。

(二) 中学教則略

ア 主旨

「学制」実施の方法を布達したもので、後の施行規則に当たるものである。

「下等中学教則」では、「国語」「習字」「国語古言」が設けられている。「上等中学教則」では、「国語古言」

が設けられている。

ここには、既に制度としての国語科に相当するものが定められているが、その詳細な内容についてはよく分かっていない。

全体としては、洋学特に自然科学に重く、したがって国語科の占める地位は、軽いものであったといってもよい。

なお、この布達は、「小学教則」とともに頒布されたのであるが、明治一一年五月文部省布達によって、「学制」の施行規則として制定された小学・中等等の諸規定は廃止された。

イ 愛媛県の例

この当時の具体的な実施例として、愛媛県のものを見ることにする。

「改正松山中学校規則」(明治一一年六月二七日 布達^①)

この規則によれば、甲科(およそ五年)、乙科(およそ三年)を設けている。甲・乙両科の科目を「教則」では、次の五科としている。

甲科 第一英書科 第二漢書科 第三数学科 第四文書科 第五口授科

乙科 第一漢書科 第二数学科 第三文書科 第四習字科 第五口授科

甲・乙科を比べてみると、乙科には英書科がなく、習字科が設けられている。

「教則」には、次のような規定がみられ、当時の指導方法の一端をうかがうことができる。

○凡ソ漢書ト云モノハ漢字ヲ以テ記スル書皆是ナリ故ニ翻訳書凶書等亦其中ニアリ

○口授トハ教師諸書ヲ参考シテ修身開智ノ事ヲ談話スルモノナリ

○教授ノ法ハ講義会説論講暗記等宜キヲ計テ教師適宜ニ授クルモノトス

○ 課業時間ハ甲科毎日英書二時
 間漢書二時間数学一時間水曜
 日ニハ漢書一時間ヲ欠テ作文
 英書一時間ヲ欠テ口授ス 乙
 科ハ毎日漢書三時間数学一時
 間隔日ニ漢書一時間ヲ欠テ習
 字土曜日ニハ漢書若クハ習字
 ヲ欠テ作文水曜ニハ口授スル
 モノトス

これらの規定から、漢書科の一
 部と文書科が、国語科の内容に相
 当するものと考えられる。

「科業表」の中から、漢書科と
 文書科のものをまとめると、下の
 ようになる。

「文書科」において、「通俗書牘」
 「漢文和訳」「和文漢訳」「復文」
 などが設けられていて、作文教育
 の一端をうかがうことができる。

甲科業表

級	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
期	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
学年	1		2		3		4		5	
漢書科	日本地理小誌 国史概要 皇朝史略正編	皇朝史略続編 続国史略	十八史略 続十八史略	日本外史	近世日本外史 日本政記	春秋左氏伝	史記	文章軌範	八大家読本	八大家読本
文書科	綴語	通俗書牘	通俗書牘	漢文和訳	漢文和訳	復文	復文	和文漢訳	和文漢訳	漢文諸体

乙科業表

級	六	五	四	三	二	一
期	前	後	前	後	前	後
学年	1		2		3	
漢書科	地理小誌 国文學要 勸善訓蒙	輿地誌略 登高自卑前編 初学人身窮理	登高自卑後編 泰西史鑑 万国新史下編	皇朝史略正統 修身論 經濟小学	続国史略 泰西国法論 博物学	十八史略 続十八史略 政体書
文書科	填字 綴語		記事 書牘	記事 書牘	書牘 論説文	書牘 論説文

しかし、それは漢文を中心とした漢文教育の中での実践であった。

二 教育令（明治一二年九月二九日 太政官布告）

中学校教則大綱（明治一四年七月二九日 文部省布達）

(一) 教育令

主旨

第四条には、次のような規定がある。

「中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス」

中学校について、簡単な条文が定められているだけで、中学教育の内容程度を示す文言は全く記されていない。明治一三年一二月二八日太政官布告の「教育令改正」も同様の内容であった。

(二) 中学校教則大綱

ア 主旨

(ア) 中学校についての規定は、第一条で次のように記されている。

中学校ハ高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メニ必須ノ学科ヲ授クルモノトス

(イ) 中学校の入学資格は、小学校中等科卒業以上の学力のある者とされた。初等中学科（四年）、高等中学科（二年）の二段階制がとられた。

(ウ) 国語に関する学科には、初等・高等ともに、「和漢文」があり、初等中学科には「習字」が設けられた。
 (エ) 「和漢文」は、初等中学科一年が毎週七時間、二・三・四年が六時間、高等中学科が一・二年ともに七時間となっており、習字は、初等中学科のみに課せられ毎週二時間となっている。
 (オ) 「和漢文」は、「読書」並びに「作文」の二分野を有し、上級になるにしたがい、「読書」「作文」ともに、漢文が重視される傾向にあった。

(カ) 「和漢文」の内容の程度としては、次のように定められた。

初等第一学年 読書―日本文法 近易ノ漢文 作文―仮名交り文 書牘文
 初等第二学年 読書―和文 漢文 作文―仮名交り文 書牘文
 初等第三学年 読書―漢文 作文―仮名交り文若クハ漢文
 初等第四学年 読書―漢文 作文―漢文
 高等第一学年 読書―漢文 作文―漢文
 高等第二学年 読書―和文 漢文 作文―詩歌文

作文は、初期には「仮名交り文」「書牘文」を実施しているが、多くは漢文の作成が主流を占めていたことが分かる。

イ 愛媛県の例

この大綱に基づいて、各県ではそれぞれ規則を定めることとなったのである。愛媛県の例を挙げると、次のようになっている。

「愛媛県中学校教則」(明治二五年一月一三日 布達)⁽²⁾
 教授要旨

「各等中学校毎級数教科課程及教授時数」は次のようになっている。

文漢和	科 学	
	数	時
七 交文、 仮文、 書名、 書牘	毎週	前八級
	同上	後七級
七 作漢、 近易、 日本	同上	前六級
	同上	後五級
六 ノ前 統期	同上	前四級
	同上	後三級
六 ノ前 統期	同上	前二級
	同上	後一級
六 漢容、 易文、 交文	同上	前四級
	同上	後三級
六 ノ前 統期	同上	前二級
	同上	後一級
六 志漢、 類文	同上	前四級
	同上	後三級
六 論漢、 說類、 及詩	同上	前二級
	同上	後一級
六 ノ前 統期	同上	前二級
	同上	後一級

和漢文ハ殊ニ必要ノ学科ニシテ最モ精密ニ教授スヘキモノタリ、コレヲ分テ読書作文ノ二トス、
 読書ハ講読ノ力ヲ養ヒ作文ノ用ニ資スルノ学科タレハ、其コレヲ授クルニハ初等中学科ニ在テハ和漢文ヲ
 併セ授ケ誦読講義ノ法ヲ用ヒ、音訓句読ヨリ字義句意章意ヲ解セシムルヲ主旨トシ、高等中学科ニ至リテ
 ハ漢文ヲ授ケ文章ノ段落賓主ヨリ抑揚頓挫照應波瀾之諸法ヲ説キ明カシ文理ニ通曉セシメンコトヲ要ス、
 作文ハ思想ヲ表シ実事ヲ記スルノ具ニシテ尤モ必要ノ学科タリ、初等中学科ニ於テハ書牘文仮名交リ文及
 漢文ヲ授ケ、書牘文仮名交リ文ハ近世ノ文体ニ倣ヒ雅馴ナルヲ主トシ、漢文ハ古雅ノ体ニ倣ヒ文格ニ適フ
 ヲ要シ先記事文ヲ作ラシメ、高等中学科ニ至リテハ漢文ヲ授ケ記事文ヨリ志伝論説文ニ及ホシ且和文又ハ
 詩歌ヲ作ラシムヘシ、凡ソ文章ハ文義簡明ニシテ言詞条暢ニ行文ノ敏捷ナルヲ主トシ、且詩歌ハ韻調正雅
 ニシテ趣向ノ優美ナランヲ要ス、(傍線は引用者。)

また、教科書としては、次のものを使用することとなっていた。

書名	巻冊記号	出版年月	著者氏名
和漢文科ノ部(初等中学校)			
日本外史	一ヨリ十二迄十二冊	明治十一年三月改版	頼久太郎 著
日本文典	上下二冊	明治九年三月	中根 淑 著
日本政記	一ヨリ七迄七冊	明治九年六月改版	頼久太郎 著
詞ノ八衢	上下二冊	明治十三年改版	本居 春庭 著
正文章軌範	三冊	寛政三年三月	宋謝校得 選
通鑑攬要	一ヨリ十五迄十五冊	明治九年十月	清妖培鎌 同録
謝選拾遺	一ヨリ五迄五冊		頼景星 選
史記評林			漢司馬選 著
和漢文科ノ部(高等中学校)			
東萊博議	一ヨリ四迄四冊		宋呂祖義 校撰
唐宋八大家文	一ヨリ八迄八冊		明黃之宋 評点
春秋左氏伝校本	一ヨリ十五迄十五冊	文化八年	清沈潜徳 纂評 石村貞一 纂評 奏鼎校

この資料をみても分かるように、作文の中心は、漢作文であり、当時は、理解・表現ともに和文よりも漢文を重視していたのである。

ウ 小学校の規定

明治一三年一二月に改正された「教育令」に基づき、翌一四年五月に定められた「小学校教則綱領」におい

ては、「読書」(読方・作文)と「習字」があり、そのうち、「読方」に関する部分をまとめると、次のようになる。

初等科 伊呂波 五十音 濁音 次清音

仮名ノ単語短句 仮名交リ文ノ読本 読本中緊要ノ字句ノ書取 理會

中等科 近易ノ漢文ノ読本 稍高尚ノ仮名交リ文ノ読本

高等科 漢文ノ読本 高尚ノ仮名交リ文ノ読本

小学校においても、中等科第五年後期から「近易ノ漢文ノ読本」、高等科三箇年を通じ、すべて漢文読本を学ばせることになっている。小学校の段階から、漢文が教養の中心であったことが分かる。

三 中学校通則 (明治一七年一月二六日 文部省布達)

中学校令 (明治一九年四月一〇日 勅令)

尋常中学校ノ学科及其程度 (明治一九年六月二日 文部省令)

(一) 中学校通則

主旨

中学校の設置は、この通則によることになったが、第一条には中学校の目的が掲げられている。

中学校ハ此通則ニ遵ヒテ之ヲ設置シ中人以上ノ業務ニ就ク者若クハ高等ノ学校ニ入ル者ノ為メニ忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ高等ノ普通学科ヲ授クヘキモノトス

「忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ」という文言を新たに入れて、儒教主義的な徳目を方針に加えたのである。欧化

風潮等に対処するための意図があつたといわれる。

(二) 中学校令

主旨

(ア) 中等教育の根幹をなす中学校の制度が確立されることになった。第一条には、次のように規定されている。
中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス
第二条では、中学校を二つに分けて、次のように定めている。

(イ) 中学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス高等中学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス
また、教科書については、第八条で次のように規定した。

(ウ) 中学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ
この規定以後、教科書は検定教科書を使用することになり、昭和一八年の国定教科書まで継続されることになるのである。

(三) 尋常中学校ノ学科及其程度

ア 主旨

(ア) 尋常中学校の修業年限は、五箇年となる。

(イ) 国語に関する学科は、「国語及漢文」と「習字」となる。この「国語及漢文」の学科名は、昭和六年の「中学校令施行規則」の改正で、「国語漢文」となるまで四〇余年間継続されることになる。

(ウ) 「国語及漢文」は、一年から三年まで毎週五時間、四年は三時間、五年は二時間となっている。「習字」は、

二年まで課し、一年は二時間、二年は一時間である。

(エ) 「各学科ノ程度」は、「国語及漢文」は、次のように定められた。

「漢字交り文及漢文ノ講読・書取・作文」

また、「習字」は、「楷行草三体ノ書写及細字ノ速写」となっている。

イ 「尋常中学校ノ学科及其程度」の改正（明治二十七年三月一日 文部省令）

(ア) この改正により、「其程度」は次のように改められた。

「漢字交り文及漢文ノ講読」

このように、漢文の書取・作文を除き、漢文の学習を、読解及び理解にしぼったのである。

(イ) 授業時数は、一年から五年まで毎週七時間となった。このような時数の増加は、その当時の文相井上毅の国語尊重・国語教育の重視によるものであった。

(ウ) この時の「省令説明」⁽³⁾は、次のようになされている。

国語漢文ノ時間ヲ増シタルハ改正ノ一要点トス国語教育ハ愛国心ヲ成育スルノ資料タリ又個人トシテ其ノ思想ノ交通ヲ自在ニシ日常生活ノ便ヲ給足スル為ノ要件タリ今ノ青年ニシテ中等又ハ高等教育ヲ受ケタル者卒業ノ後或ハ此ノ点ニ於テ不足ヲ感スル者多シ是レ授業時間ヲ増加スルノ已ムヲ得サル所以ナリ
国語ト漢文トハ相俟テ其ノ用ヲ見ル蓋国語ハ主ニシテ漢文ハ客ナリト雖中古以来国語ノ材料ハ多ク之ヲ漢文ニ取レリ故ニ両者ノ間尤教授ノ上ニ適當ノ調和ヲ得ルヲ要ス（傍線は引用者。）

「国語教育ハ愛国心ヲ成育スルノ資料」、「国語ハ主ニシテ漢文ハ客ナリ」といった文言に、当時の国語教育に対する考え方をうかがうことができる。

ウ 教科書

この時期の中等学校用国語教科書として、画期的な内容であったといわれるものに、『国文学』（上田万年編 明治三年五月一六日発行 雙二館⁽¹⁾）がある。その緒言の中で、「著者は国文学が一般中等教育上の一学科となりかの国語科と両立して少くとも漢文学と同地位を占めんことを冀望して止まざるなり」と述べている。学科としての国文学の地位が、当時の漢文学に肩を並べるまでになることを希望している。従来の漢文学一辺倒から脱し、国語教育への新たな方向付けを示唆したものといえる。

四 中学校令改正（明治三二年一月七日 勅令）

中学校令施行規則（明治三四年三月五日 文部省令）

中学校教授要目（明治三五年二月六日 文部省訓令）

(一) 中学校令改正

主旨

(ア) 第一条において、尋常中学校の名称を中学校と改称し、次のように定めている。

中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス

これは、「高等学校令」（明治二七年六月）によって、高等中学校を高等学校と改称・改組したため、中学校は尋常中学校だけとなった。そこで、高等女学校を分離して、名称を中学校とし、普通教育を施す最終段階としたのである。

なお、すでに「中学校令中改正」（明治二四年二月一四日 勅令）の第一四条によって、高等女学校は次のように規定されていた。

高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス

その後、「高等女学校規程」（明治二八年一月二九日 文部省令）の公布により、高等女学校としての規程が設けられていた。

(イ) 入学資格は年齢一二歳以上で高等小学校第二学年を終了した者とし、修業年限は五箇年、一箇年以内の補習科を置くことになった。

この修業年限は、その後中等教育の基本的な教育年限として、他の中等学校にも影響を与えることとなった。

(ウ) なお、明治四〇年三月の「小学校令改正」による義務教育年限が六箇年に延長されたので、「年齢ハ二年以上ニシテ尋常小学校ヲ卒業シタル者」を入学資格とした。

(二) 中学校令施行規則

主旨

(ア) 新しい「中学校令」に基づくもので、中学校関係の諸規則を総括し、整備したものである。明治のこの時期になって、我が国の国語教育はようやくまとまりをみせ、その全体像を明確にしてきたといえる。

(イ) 第一章第一条に学科目が掲げられており、国語に関する学科は「国語及漢文」となっている。
 (ウ) 第三条には、「国語及漢文」の要旨・内容が明示されている。

国語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス

国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ又実用簡易ナル文ヲ作ラシメ

文法ノ大要、国文学史ノ一斑ヲ授ケ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ且習字ヲ授クヘシ
 国語科は理解力・表現力を身につけるとともに、文学上の趣味を養い、人間形成に資する必要があるとい
 のである。

後半の内容をまとめると、次のようになる。

- 現時の国文を重要教材とすること。
- 古典教材の範囲を近古の国文までとしたこと。
- 国文学史の一斑を授けること。
- 漢文は平易なものにすること。

(エ) なお、「小学校令施行規則」(明治三十三年八月二一日 文部省令)の第三条では、国語科の目標を次のよう
 に定めている。

国語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓発ス
 ルヲ以テ要旨トス

小学校・中学校ともに、国語科の目標を簡潔・明確に規定しており、以後、国語科目標の範となってい
 たのである。

(オ) 従前は独立していた「習字」が、はじめて「国語及漢文」の中に取り入れられた。
 (カ) 毎週授業時数は、一年から三年までは七時間、四・五年は六時間となっている。

(三) 中学校教授要目

ア 主旨

(ア) 「教授要目」の実施上の注意及び各学科にわたつての指導内容や指導上の注意について述べている。

また、読本編さんの指針となるような具体的な学習事項や教材例としての作品名を掲げている。

後に一部改正は行われるが、むしろその細部の規制が簡素化・簡潔化される程度で、基本的な姿勢は、昭和期まで継続されていくのである。

(イ) 指導内容を、「講読」・「文法及作文」・「習字」に分け、各学年ごとに講読の仕方並びに材料について具体的に述べられている。「文法」・「作文」・「習字」についても、指導事項を中心にそれぞれ詳しく規定されており、取り扱いについて「教授上ノ注意」五箇条を末尾に掲げている。

総仕上げの内容をもち、以後の国語教育実践史に大きな影響を与えた「要目」であるので、その全文を掲げることとする。

国語及漢文

第一学年 毎週七時

講読

毎週五時

読方・国語ハ発音ニ注意シ特ニ方言的発音ヲ矯正センコトニカムヘシ漢文ハ成ルヘク国語ノ法則ニ從ヒ時ニ文字ノ用法顛倒等ニ注意セシムヘシ

解釈 成ルヘク口語ト密接シテ語義、文義ヲ正確ニ解釈セシムヘシ

暗誦 読本中ノ佳句、格言、諷誦スヘキ詩歌等ヲ暗誦セシムヘシ

講読ノ材料

国語ハ小学校ニ於ケル国語トノ連絡ヲ図リ今文ヲ用ヒテ修身、歴史、地理、理科、実業等ニ関スル事項ヲ記シタル現代作家ノ

平正ナル記事文、叙事文等ヲ採ルヘシ又普通今文ノ外正確ナル口語ノ標準ヲ示スヘキ演説、談話ノ筆記並ニ現代名家ノ書牘文及新体詩ヲモ含マシメテ可ナリ其ノ程度ハ文部省編纂高等小学読本ノ第六卷及第七卷ニ準スヘシ

漢文ハ初ヨリ文意完結セル全編ヲ採ルコトヲ要セス第一期ニ於テハ単語単句ヲ挙ケテ其ノ組織ノ国語ノ組織トノ異同ヲ示シ第二期以後ニ於テハ我国近世作家ノ用語平易ニ構造簡易ナル短章ニ句読、返り点、送り仮名ヲ施シタルモノヲ授ケ時々既ニ課シ了リタル国語ノ一二節ヲ漢訳シタルモノヲモ交ヘテ之ニ対照セシムヘシ

国語及漢文ヲ課スル比ハ国語ハ、漢文ニタルヘシ

文法及作文 毎週一時

文法

仮名遣付字音仮名遣ノ大要 国語品詞ノ分別 漢文品詞ノ分別ノ大要

国語文法ハ言文ノ対照ヲ主トシ常ニ口語ト今文トヲ關聯セシメテ今文ニ必須ナル法則ヲ示スヘシ漢文ノ語法ハ漢文ヲ理會シ易カラシムル程度ニ止ムヘシ

作文

書取 仮名遣ヲ正シ漢字ノ字画ヲ正確ナラシメ且速記ノ慣習ヲ養フヘシ

復文 口語ヲ今文ニ、若クハ今文ヲ口語ニ訳セシムヘシ

作文 書翰文、今文体ノ記事文、但記事文ハ予メ其ノ構造ヲ示スヘシ

作文ノ即題ハ凡隔週一回、宿題ハ凡毎週一回之ヲ課スヘシ

習字 毎週一時

楷書 行書

清書ハ凡隔週一回之ヲ課スヘシ

第二学年 毎週七時

講読 毎週五時

読方 前学年ニ同シ

解釈 前学年ニ同シ

国語科教育課程の成立と展開

暗誦 前学年二同シ

講読ノ材料

国語

今文 前学年二準シ又現代作家ノ論説文ヲ加フ

近世文 今文ニ最モ近キモノ、例ヘハ橘南谿ノ東西遊記、伴嵩蹊ノ近世畸人伝、貝原益軒ノ訓誡書類、成島司直ノ徳川実記
付録ノ類

漢文

前学年二準シ又我国近世作家ノ簡易ナル叙事文或ハ伝記、紀行等ノ文意完結セル短篇ヲ加フ、例ヘハ頼山陽ノ日本外史、大
槻磐溪ノ近古史談、塩谷岩陰ノ岩陰存稿、安井息軒ノ読書余適ノ類

国語漢文ヲ課スル比ハ国語七、漢文三ニシテ国語ハ今文二、近世文一ノ比ヲ以テ之ヲ課スヘシ

文法及作文 毎週一時

文法 品詞各論

作文

書取 前学年二同シ

復文 前学年二同シ

作文 書翰文、記事文、叙事文、但叙事文ハ予メ其ノ構造ヲ示スヘシ

作文ノ即題ハ凡隔週一回、宿題ハ凡毎月一回之ヲ課スヘシ

習字 毎週一時

前学年二同シ

第三学年 毎週七時

講読

読方 発音ノ外抑揚緩急ニ注意スヘシ

解釈 語義、文義ノ外文法上ノ句法ニ注意スヘシ

暗誦 前学年二同シ

講読ノ材料

国語

今文 現代ノ思想及事実ヲ叙述論議スル今文

近世文 室鳩巢ノ駿台雜話、安藤年山ノ年山紀聞、新井白石ノ讀史余論、本居宣長ノ玉勝間ノ類

近古文 鎌倉室町時代ノ文、例ヘハ保元平治物語、神皇正統記、十訓抄、權談治要ノ類

韻文 主トシテ今様歌

漢文

前学年ニ準シ又我國作家ノ論說文ヲ加フ、例ヘハ頼山陽ノ日本外史ノ叙論ノ類

国語漢文ヲ課スル比ハ国語七、漢文三ニシテ国語ハ今文三、近世文二、近古文一ノ比、漢文ハ記事文、叙事文一、論說文二ノ比ヲ以テ之ヲ課スヘシ

文法及作文 毎週一時

文法

文章論ノ大要 係結ノ法則 文章ノ解剖

作文

書取 文章ヲ朗讀シテ其ノ大意ヲ記述セシムヘシ

訳文 漢文ヲ訳セシメ又時トシテ外国文ヲ訳セシムヘシ且簡單ナル国文ヲ漢文ニ訳セシメテ用字ノ法ヲ知ラシムルモ可ナリ

作文 記事文、叙事文、伝記文、但伝記文ハ予メ其構造ヲ示スヘシ

作文ノ即題ハ凡隔週一回、宿題ハ凡毎月一回之ヲ課スヘシ

文法及作文ヲ授クル際便宜辭典、字書ニ就キ仮名引、画引、偏傍冠等ノ名称ヲ授ケテ国語又ハ漢字ノ檢索方ヲ知ラシムヘシ

習字 毎週一時

行書 草書

第四学年

毎週六時

講読

毎週五時

読方 前学年二同シ

解釈 国語ノ古文ハ口語ヲ以テ解釈スルノミナラス又之ヲ今文ニ対照シ漢文ハ之ヲ国文ニ対照シテ意味セシメ修辭上ノ注意ヲ加フヘシ

暗誦 前学年二同シ又時トシテ名家ノ文章ヲ暗誦セシムヘシ

講読ノ材料

国語

今文 前学年二準シ又勅書、上書等ヲ加フ

近世文 新井白石ノ折焚柴の記、太宰春台ノ經濟録ノ類、但禪史ノ類ト雖モ教育上ノ目的ニ戻ラサル限ハ之ヲ採ルヲ可トス

近古文 源平盛衰記、太平記ノ類

歌 古今和歌集ノ類

漢文

句読及返り点ヲ施シ送り仮名ヲ省キタルモノ

散文 前学年二準シ又支那作家ノ簡易ナル伝記、紀行等ノ文ヲ加フ、例ヘハ清朝作家、唐宋八家ノ文、佐藤一斎、松崎慊堂ノ文ノ類

詩 唐詩選ノ類

国語漢文ヲ課スル比ハ国語六、漢文四ニシテ国語ハ今文二、近世文一、近古文一ノ比、漢文ハ我国作家ノ文一、支那作家ノ文一ノ比ヲ以テ課シ詩歌ハ適宜之ヲ加ヘ授クヘシ

文法及作文 毎週一時

文法

前各学年中授ケタル事項ノ復習 近古以上ノ文ニ特有ナル法則

作文

書取 前学年二同シ

訳文 前学年二同シ

作文 記事文、叙事文、伝記文、論説文、但論説文ハ予メ其構造ヲ示スヘシ
作文ハ即題宿題トモ各凡毎月一回之ヲ課スヘシ

第五学年 毎週六時

講読 第一学期及第二学期 毎週五時

第三学期 毎週二時

読方 前学年二同シ

解釈 前学年二同シ

暗誦 前学年二同シ

講読ノ材料

国語

今文 前学年二準ス

近世文 前学年二準ス

近古文 前学年二準ス

歌 前学年二準ス

漢文

散文 前学年二準シ又史記、蒙求、論語ノ類ヲ加フ

詩 前学年二準ス

国語漢文ヲ課スル比ハ国語六、漢文四ニシテ国語ハ今文一、近世文一、近古文一ノ比、漢文ハ我国作家ノ文一、支那作家ノ文
三ノ比ヲ以テ課シ詩歌ハ適宜之ヲ加ヘ授クヘシ

国文学史 第三学期 毎週三時

主要ナル文学時代 顯著ナル文学者 顯著ナル著作物 各種ノ文体、歌体

国文学史ヲ授クルニハ我国ノ漢学ヲモ度外ニ置クヘカラス又上古文学ノ一斑ヲモ窺ハシムヘシ

文法及作文

毎週一時

文法

前各学年中授ケタル事項ノ復習 単語ノ構造 国語沿革ノ大要

作文

書取 前学年二同シ

訳文 前学年二同シ

作文 前学年二同シ

各学年ニ於ケル講読ノ教授ハ国語、漢文ノ時間ヲ分タス之ニ用フル読本ハ成ルヘク国語ト漢文トヲ適當ニ交ヘテ組織シタルモノヲ採ルヘシ

読本ニ於ケル今文ノ材料ハ創作ノ必要少カラス又漢文外国語ヲ今文ニ翻訳シタルモノニシテ其模範トナスヘキモノハ之ヲ採ルヘシ

口演ハ別ニ之ヲ挙ケスト雖モ常ニ生徒ヲシテ言語態度ニ留意セシメ又時々生徒ノ学習或ハ經驗セル事項ニ就キテ談話解説等ヲナサシメ正シキ国語ノ使用ニ慣レシムヘシ

教授上ノ注意

一 読本中ノ事項ハ単ニ其意義ヲ解釈スルニ止メス之ニ関スル説明ヲ加ヘ成ルヘク地図、絵画、標本等ニ依リ生徒ノ理會ヲ明確ナラシムヘシ

二 故事古語等ハ之カ解釈出所ニ関シテ徒ニ生徒ヲ苦マシムルコトナク初ヨリ其ノ説明ヲ与フヘシ

三 国語文法ニ於テ最モ誤リ易キハ活用語ノ用法ナルヲ以テ教授ノ際特ニ之ヲ注意シ常ニ其練習ヲ怠ラサルヘシ

四 作文ハ其ノ文体教授法等ニ関シテ一定ノ標準ヲ定メ難シト雖モ迂遠ニ流レス難洪ニ失セス簡易ニシテ實用ニ適切ナランコトヲ期スヘシ

五 漢文ノ字画ノ似タル瓜、瓜、傳、傳ノ類ハ誤リ易キモノナレハ書取作文ヲ授クル際特ニ之ニ注意セシムヘシ

イ 教科書

この当時、多く採用された教科書を取り上げ、学習指導の実態の一端をみることにする。

要目中の第一学年「講読ノ材料」の箇所の規定で分かるように、現代作家の文章、詩、実用的文章など、「今文」つまり現代文を重視する傾向にあった。

『中学国読読本』（三土忠造編 明治三四年 金港堂⁵）の「編纂余言」では、次のように記されている。

要するに、我が文学史上の旧作のみにては、品性の陶冶、思弁の練習、思想の表出等、国語科の目的を達するに十分ならざるは、識者の最も遺憾とする所なり。故に本書は、務めてこの欠点を補はんと欲し、遍く明治時代の雑書を渉獵し、又広く現代の文豪及び専門の大家に囑して、その創作を求めたり。

例えば、次のような現代作家の作品が採られている。

大町桂月（旗手、丁將軍を吊す、国家の盛衰）、坪内雄蔵（都会と田舎、エリザベス時代の英国）、大和田建樹（夕暮、上野公園）、幸田露伴（呉越の讐、福沢諭吉（貧賤貧富の別）、上田敏（ネルソン）、土井晩翠（万里長城）などである。

『中学国文教科書』（吉田弥平編 明治三九年 光風館⁶）

この教科書は、三〇年間にわたって採用され、優れた中等学校教科書といわれたものであるが、現代作家としては、次のような作品が採られている。

幸田露伴（二宮尊徳、伊能忠敬の晩学、松島、春の品川湾、筑紫紀行、利根川の垂綸、戦と詩歌）、坪内逍遙（秋の山里、都会と田舎、足柄山、蘇武、理想）、徳富蘆花（雨の桜川、我が故郷、相模灘の落日）、尾崎紅葉（修善寺便り、塩原）、大和田建樹（春の旅、旅）、正岡子規（近郊の秋色）、森鷗外（花祭）などが主なのである。

この教科書は、普通文（文語文）六〇%、口語文一四%、古典一三%、韻文一〇%の割合となっており、当時の指導内容の一端をうかがうことができる。

五 中学校施行規則中改正（明治四四年七月三二日 文部省令）

中学校教授要目改正（明治四四年七月三二日 文部省訓令）

(一) 中学校施行規則中改正

主旨

(ア) 第三条において、「国語及漢文」は次のように改められた。

国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ簡易ニシテ实用ニ適スル国文ヲ作ラシメ国語文法ノ大要及習字ヲ授クヘシ（傍線は引用者。）

従前の「国文学史ノ一斑ヲ授ケ」が削除され、「实用簡易ナル文ヲ作ラシメ」が「簡易ニシテ实用ニ適スル国文ヲ作ラシメ」に改められた。また「文法ノ大要」が「国語文法ノ大要」に改められた。

従来、文学史の授業が、第五学年第三学期にまとめて実施されていたのを見直すことにしたのである。文学史は、講読の中に織り込んで実施するようになったのである。

(イ) 毎週授業時数も一年は八時間、二・三年は七時間、四・五年は六時間となった。

詳細な内容は、次のとおりである。一年は八時間（国語講読四時 漢文講読二時 作文一時 習字一時）、二年は七時間（国語講読三時 漢文講読二時 作文一時 習字一時）、三年は七時間（国語講読毎週二時及隔週一時 漢文講読二時 作文隔週一時 文法一時 習字一時）、四年は六時間（国語講読二時 漢文講読

毎週二時及隔週一時 作文隔週一時 文法一時、五年は六時間（国語講読二時 漢文講読毎週三時及隔週一時 作文隔週一時）となっている。

(二) 中学校教授要目改正

主旨

(ア) 「国語及漢文」は、「国語講読・漢文講読・作文・文法及習字」の五分科とすることになった。

(イ) この改正では、教材例としての具体的な作品名は、すべて削除されている。「国語講読」については、次のように改められた。

国語講読

国語講読ノ材料ハ普通文ヲ主トシ口語文・書牘文・韻文ヲ交フ

普通文ハ現代文ヲ主トシ近世文・近古文ヲ交フ何レモ平易ニシテ作文ノ模範トスヘキモノタルヘシ

口語文ハ簡明ニシテ方言ヲ雜フルコトナク口語ノ標準ヲ示スニ足り話方・作文ノ模範トスヘキモノタルヘシ

書牘文ハ平易ニシテ繁縷ニ失セス日用書牘文ノ模範トスヘキモノタルヘシ

韻文ハ新体詩・短歌・今様・俳句等ニ互リテ格調高雅ナルモノタルヘシ

右諸種ノ文章ハ我国体及民族ノ美風ヲ記シ国民性ヲ發揮スルニ足ルモノ、健全ナル思想ヲ述ヘ道義的觀念ヲ涵養スルニ足ルモノ、忠良賢哲ノ事蹟ヲ叙シ修養ニ資スヘキモノ、文学的趣味ニ富ミ心情ヲ高雅ナラシムルニ足ルモノ、又ハ日常ノ生活ニ裨益シ常識ヲ養成スルニ足ルモノ等タルヘシ（傍線は引用者。）

現代文・近世文・近古文などの時代区分による文種だけでなく、その内容について、「我国体及民族ノ美風」「国民性」「健全ナル思想」といった規定に時代相を反映した特色がみられる。また、「文学的趣味ニ富

ミ心情ヲ高雅ナラシムル」といった文言には、文学教育への姿勢をうかがうことができる。

なお、「国語講読」の具体的な指導内容として、「読方及解釈・話方・暗誦・書取」の四分野を明示している。この四分野は、以後昭和一八年の要目改正まで継続されることになるのである。

(ウ) この要目の特色の一つに作文教育の充実がある。その特色をまとめると、次のようになる。

○ 講読の材料を普通文、口語文、書牘文と明確に区別し、それぞれ作文の模範となるものを採択したこと。

○ 作文は現代文を主とし、口語文及び書牘文も対象としたこと。

○ 自作文は、記事文、叙事文を主として、書牘文も加えたこと。

○ 文体については、低学年では口語文も書かせるが、高学年では専ら文語文を書かせたこと。

○ 即題を主とするが、学年が進むに従って宿題と相半ばすべきであるとしたこと。

○ 添削の在り方を指示したこと。

作文教育も、明治期の後半になって一応のまとまりをみせ、その考え方、指導内容は以後長く継続されることとなるのである。

(エ) なお、この要目の末尾には、次に掲げるように、「注意」として一三箇条にわたる注意書きが記されている。なかには、現在の学習にも適用できるものもあり、具体的な指導内容となっている。

注意

一 各分科ノ教授ハ互ニ連絡補益センコトヲカムヘシ

二 講読ノ際ニハ常ニ他ノ学科目ト相俟チテ生徒ノ思想・感情ヲ啓発陶冶センコトヲ期スヘシ

三 漢字ヲ教授スル際ニハ普通ニ行ハル、字音並俗字・和字・略字等ノ字体ヲ避ケス実用ニ適センコトヲ主トシテ煩瑣ナル考証ニ趨ラサランコトヲ要ス

(一) 中学校令改正

- 四 字画及語意ノ異同ハ常ニ相對比シテ教授シ又其ノ語ヲ部分トセル普通ノ熟語ヲ附帶シテ教授スヘシ
- 五 故事・古語等ハ大体ノ説明ヲ与フルニ止メ其ノ出典等ニ関シテ煩瑣ナル穿鑿ニ趨ラサランコトヲ要ス
- 六 適當ノ時期ニ於テ字書ノ用法ヲ授ケ其ノ使用ニ慣レシムヘシ
- 七 作文ノ教授ハ迂遠ニ流レス難澁ニ失セス簡明達意ノ文ヲ作ラシメンコトヲ期スヘシ
- 八 作文ハ初ハ主トシテ即題ヲ課シ学年ノ進ムニ從ヒテ漸ク之ヲ減シ宿題ト相半スルニ至ラシムヘシ
- 九 作文ハ添削ノ際批正スヘキ部分ニシテ生徒ノ自ラ訂正シ得ヘキモノハ符号ヲ付シテ推敲ヲ促シ共通セル誤謬又ハ參考ニ資スヘキ事項ハ之ヲ一般ニ知ラシムル等常ニ其ノ成績ヲ利用センコトヲ力ムヘシ
- 十 文法ハ特ニ其ノ時間ヲ設ケサル学年ニ在リテモ便宜講読・作文等ニ附帶シテ之ヲ教授シ又ハ練習セシムヘシ
- 十一 文法ハ実例ニ就キテ歸納的ニ教授シ實用適切ナラシメンコトヲ要ス
- 十二 習字ヲ教授スル際ニハ間架・結構ノ大要ヲ知ラシムヘシ但シ専ラ實用ニ適切ナラシメンコトヲ主トシ徒ニ繁雜ナル書論ニ涉ルコトヲ避クヘシ
- 十三 習字ハ特ニ其ノ時間ヲ設ケサル学年ニ在リテモ作文・書取其ノ他ノ場合ニ於テ常ニ書写ニ練熟セシメンコトヲ力ムヘシ

六 中学校令改正（大正八年二月七日 勅令）

中学校令施行規則中改正（大正八年三月二十九日 文部省令）

主旨

その第一条には、中学校の目的を次のように規定している。

中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トシ特ニ国民道徳ノ養成ニカムヘキモノトス
(傍線は引用者。)

「特ニ国民道徳ノ養成ニカムヘキモノトス」という文言が加えられているが、当時のものの考え方や時代相の傾向をうかがうことができるのである。

(二) 中学校令施行規則中改正

ア 主旨

(ア) 第四二条の規定により、大正九年以後は、小学校五年修了で、中学校に入学し、中学四年から旧制高校に入る英才が現れることになった。

(イ) 「国語及漢文」の毎週授業時数は、一・二年は八時間、三年は六時間、四・五年は五時間となった。なお、四・五年は二時間までの増加時間を認めていた。

イ 教科書

このころから、従前以上に、「現代文」の教材が増え、その取り扱い方についての論議が盛んになっていた。明治・大正期に活躍した作家、思想家の文章が多く採られるようになった。明治末期ごろから、文学教材に対する配慮がなされてはいたが、古文中心の傾向はやはり根強いものがあつた。大正期に入ってから、現代文学の比重が増加し、教材としての位置を高めていったのである。

『中学国文教科書』(吉田弥平編 大正一二年改訂 光風館⁷⁾)

この教科書は、明治期の箇所でも引用しているが、明治・大正・昭和を通じて最も多く採用された教科書である。大正一二年の改訂版においては、明治三九年初版時に比べて、現代文（文学作品、評論的論説）が多く採られ、当時の中等読本の一典型をみることができる。その主なものを挙げると、次のようになっている。

徳富健次郎（涼味、月の天橋、保津川下り、冬景、九十九里浜、山光水色、海と岩、相模灘の落日）、島崎藤村（川道遙、船路、巴里より、晩春の別離、鶯、平和の巴里）、夏目漱石（十国峠、峠の茶屋、春宵漫歩、カーライルの旧栖、比叡山、霧の倫敦）、幸田露伴（伊能忠敬の晩学、水精の玉、秋の夜、水の力、雪前雪後、物の初）、坪内逍遙（大海原、蘇武、読書、大正の震災、長栖堤の訣別）、大和田建樹（春の光、公園の秋色、千里の春、天龍川）、高浜虚子（鳥の声、柿二つ、法隆寺）、北原白秋（お祭、雀、正覚坊）、森鷗外（乃木将軍）、正岡子規（硝子障子）、国木田独步（武蔵野）、高山樗牛（十国峠、わが袖の記、日蓮上人、友に寄す、平重盛論、死と永生、平家雑感）、大町桂月（八道の山、甲賀孫兵衛、金華山）等。

ウ 入試問題

このように、当時現代文を重視する傾向にあったとはいえ、旧制高等学校の入学試験等に、現代文を課すようになったのは、大正一〇年ころからであった。しかも、それは一部の学校で多くの学校では、依然として、古文・漢文からの出題であった。

当時、東京高等師範学校教授であった保科孝一は、「近世文・現代文に重きを置け」（大正九年⁸）の中で、次のように述べている。

わづか二三行に過ぎない古文の口訳をよくせんがために、国語講読の全部を犠牲に供することは甚だしい破壊である。国語講読の系統から見れば、現代文・近世文・近古文といふやうに漸次系統的に、はた組織的に進むのが順序であるのに、近古文の教授に全力を注ぎ、現代文を軽んずることは、まったく国語教育の破

壊である。

高等学校の入学試験に、擬古文の口語訳の問題が多く出題されることによる中学国語教育への影響を指摘しているのである。

七 中学校令施行規則中改正（昭和六年一月一〇日 文部省令）

中学校教授要目改正（昭和六年二月七日 文部省訓令）

(一) 中学校令施行規則中改正

主旨

(ア) 第二条において、「国語及漢文」は「国語漢文」に名称が変更され、両者の一層の緊密な連係が図られることになった。

(イ) 上級学年において、第一種・第二種の二つの課程を編成し、第一種は卒業後、直ちに実社会に入る者のために、実業、理科を重んじた課程であり、第二種は、上級学校に進学する者のため、外国語、数学を重んじた課程であつて、生徒には、そのいずれかを選択履修させることにした。

(ウ) 学科目を基本科目と増加科目とに分けた。「基本科目」としての「国語漢文」の毎週授業時数は次のようになつていた。

四年以上に一種・二種の課程を編成する場合は、基本科目として、一年は七時間、二・三年は六時間、四・五年は四時間とし、増加科目として、一種・二種とも一時間ないし三時間とした。三年以上に一種・二種の課程を編成する場合は、基本科目として、一年は七時間、二年は六時間、三・四・五年は四時間とし、増加

科目として、一種・二種とも一時間ないし三時間が認められた。

(エ) 第七条では、「国語漢文」の要旨として、次のような規定がなされた。

国語漢文ハ普通ノ言語、文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ發表シ文字ヲ端正ニ書写スルノ能ヲ得シメ国民性ヲ涵養シ文学上ノ趣味ヲ養ヒ知徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス

国語漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ平易ナル近古文ヨリ簡易ナル上古文ニ及ボシ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ簡易ニシテ実用ニ適スル国文ヲ作ラシメ国語文法ノ大要及習字ヲ授クベシ（傍線は引用者。）

前半において、従前のものに、「国民性ヲ涵養シ」という文言が加えられた。

また、「進ミテハ平易ナル近古文ヨリ簡易ナル上古文ニ及ボシ」とあつて、従前の古文教育の規定よりも範圍を広げて、上古文の教材も認めることになった。

(二) 中学校教授要目改正

ア 主旨

(ア) 明治四四年の教授要目を改正したもので、「国語漢文」は、従前どおり「国語講読・漢文講読・作文・文法及習字」の五領域に分かれ、領域ごとに毎週授業時数が定められている。

(イ) 「国語漢文」の「国語講読」の項では、次のように規定されている。

国語講読ハ読方及解釈、話方・暗誦・書取ヲ課シ其ノ材料ハ総テ文章ノ模範タリ而シテ国体ノ精華、民俗ノ美風、賢哲ノ言行等ヲ叙シ以テ健全ナル思想、醇美ナル国民性ヲ涵養スルニ足ルモノ、文字ノ趣味ニ富ミテ心情ヲ高雅ナラシムルモノ、日常ノ生活ニ裨益アリ常識ヲ養成スルニ足ルモノ等タルベシ（傍線は引

用者。)

ここにも、「国体ノ精華、民俗ノ美風、賢哲ノ言行」「醇美ナル国民性」等の文言がみられ、施行規則の内容を具体化した規定となっている。

イ 国語教育の現状

大正後期から昭和初期にかけての国語教育はどのような状況にあったのであろうか。その一端を国文学者の池田亀鑑は、「国語教育の専門家に質す」(昭和四年⁹⁾)の中で、鋭い問いかけをしている。

- (1) 国語教育の現状は、文芸趣味に偏してゐはしないか。国語教育における文芸偏重主義は、美しく華やかに見えるが、はたして国語教育上によき影響を与へるであらうか。
- (2) 国語教育の現状は、国語に関する知識、法則等を教へるといふことを、あまりに軽んじすぎてゐはしないか。
- (3) 国語教育の現状は、文学的情調を重んじすぎ、実社会の生ける諸問題への関心に遠ざかつてゐはしないか。
- (4) 国語教育の現状は、方法論的に分裂して、国民教育としての本来の目標と光りとを忘れてゐはしないか。この中には、現在にも通じるような厳しい指摘がみられる。

八 中学校教授要目中改正 (昭和二年三月二七日 文部省訓令)

中学校教授要目中改正

ア 主旨

(ア) 「国語漢文」の目的は、次のように改正された。

国語漢文

国語漢文ニ於テハ国語ノ理會及應用ノ能ヲ得シメ漢文ノ読方及解釈ノ力ヲ養ヒ特ニ我ガ国民性ノ特質ト国民文化ノ由来トヲ明ニスルコトニ注意シ国民精神ノ涵養ニ資スルコトヲ要ス

国語ニ於テハ国語ノ構造・特質ヲ知ラシメ国語ノ正確ナル理會ト思想・体験ノ明確自由ナル表現トニ就キテ指導シ国語ガ国民性ノ具現タルコト及国語ノ教養ガ国民ノ自覚ヲ促シ品位ヲ高ムル所以ナルコトヲ會得セシメテ国語愛護ノ念ヲ培フト共ニ美的・道徳的情操ヲ陶冶スベシ又漢文ニ於テハ漢文ノ語彙・構造等ノ特質ニ留意シテ国語トノ關係ヲ明ニシ漢文ノ正確ナル理會ニ就キテ指導スルト共ニ其ノ我ガ精神生活ニ対スル意義ヲ會得セシムベシ（傍線は引用者）

国家中心思想が、色濃く打ち出され、国語科教育の重要事項の一つとなっていくのである。国民性・国民文化・国民精神が、授業の中でより一層重視されるようになった。当時の時代相をよくうかがうことができる。

なお、「師範学校、中学校、高等女学校教授要目改正ニ関スル件」（昭和二年三月三十一日発普）が公布されたが、教科書の扱いが主な内容であった。その中で、次のような文言があり、教科書の在り方にも影響を与えたのである。

愈々国体ノ本義ヲ明徴ニシ一層国民精神ヲ作興シ兼テ時代ノ進運ニ伴フ教授内容ノ刷新充実ヲ期スル（傍線は引用者）

(イ) 「国語講読」では、次のように規定された。

国語講読ハ読方及解釈・話方・暗誦・書取ヲ課シ其ノ材料ハ総テ醇正ナル国語ニ採リ国体ノ精華、国民ノ

美風、偉人ノ言行等ヲ叙シテ国民精神ヲ涵養スルニ足ルモノ、世界ノ情勢ヲ知ラシメテ円満ナル国民的常識ヲ養成スルニ足ルモノ、文学趣味ニ富ミテ心情ヲ高雅ナラシムルモノ等タルベシ（傍線は引用者。）従前にはなかつた文言として、「醇正ナル国語」がみられる。これは、小学校においても使用されている文言である。

(ウ) 「要目」の末尾には、次に掲げる「注意」五箇条が記され、具体的な指導上の注意に触れている。

注意

一 国語講読及漢文講読ノ教授ニ於テハ特ニ次ノ事項ニ留意スベシ

読方及解釈ニ在リテハ語句文章ト思想内容トヲ一体トシテ把握セシメ適宜文章ノ妙味ヲ鑑賞セシムベシ
話方ハ方言訛語ヲ矯正シ醇正明晰ナル国語ノ使用ニ習熟セシメ尚敬語ノ用法ニ就キテモ適當ニ指導スベシ

暗誦ハ著名ナル詩歌文章ニ就キテ隨時之ヲ課スベシ

書取ハ日用ノ文字・語句等ノ正確ナル書写ニ習熟セシムベシ

二 作文ハ特ニ時間ヲ設ケザル学年ニ在リテモ少ナクトモ隔週一回講読ノ時間内ニ於テ之ヲ課スベシ

三 文法ハ平易ナル実例ニ就キテ之ヲ理會セシムベシ尚特ニ文法ノ時間ヲ設ケザル学年ニ在リテモ常ニ講読・作文等ニ附帯シテ之ヲ授ケ正確ナル語法ニ練熟セシムベシ

四 習字ハ特ニ時間ヲ設ケザル学年ニ在リテモ作文・書取其ノ他ノ場合ニ於テ常ニ正確ナル書方ニ注意セシムベシ尚教材ニ就キテハ其ノ読方及解釈ヲモ授クベシ

五 増課教材ノ要目ハ適宜取捨シテ之ヲ課スベシ

イ 要目の趣旨説明

文部省は、昭和二年五月「中等学校改正教授要目の趣旨」(文部省解説^⑩)を発表した。

(ア) 「国語漢文」の「改正の方針」として、次のように解説している。

国語漢文 改正の方針

国語漢文は国民精神の涵養上極めて重大な科目であると共に、他の諸学科目と密接な関係を有し、諸学科目の基礎をなすものであるから、此の際教授要目の全面的検討を行ひ慎重審議して改正を行った。その改正の根本方針として挙ぐべきものは大体次のやうなものである。

その要約されたものは、次の五箇条となっている。

一 祖先の精神的遺産たる国語漢文の資料に拠つて、我が国体の本義を一層明に会得させること。
 二 我國民精神に立脚して、現下の世界に於ける我が国の地位を自覚させ、大國民としての自己完成に向つて志を立てしめること。

三 国語愛護の熱意を喚起し、日常の言語及作文に於て明晰にして品位ある国語の使用を修練させること。

四 国語漢文科に於て最も大切な形式内容不離一体の要旨を一層徹底せしめること。

五 儒教の我が國精神に及した効果、漢文の我が國語に与へた影響について公正な認識を持し、国語漢文が一科として我が國民の教養に提携する所以を徹底させること。

先に、「国語漢文」の改正の主旨で述べたように、当時の時代相をまともに受けなければならない国語教育の実態をうかがうことができる。

(イ) 「醇正ナル国語」については、次のように解説している。

「醇正ナル国語」といふのは、必ずしも大和言葉といふ意味ではない。生硬な翻訳文や難吃な漢文書下し文等でない事を意味して居る。國民感情と調和した言語、國民感情を基礎として表現された言語といふ程の

意味である。

以前の要目には「文章ノ模範タリ」とあったが、中古文や上代の文章を今日の中学校生徒に文章の模範たりといふのは妥当でないから改正したのである。

ここから考えられることは、「醇正ナル国語」とは、分かりやすく美しく美しい日本語というほどの意味であろう。そこには、国語を国民の言語生活の中に見いだしていこうとする姿勢がうかがえる。それは、「話すこと」の学習の在り方を示唆したともいえるのである。

九 中等学校令（昭和一八年一月二日 勅令）

中学校規程（昭和一八年三月二日 文部省令）

中学校教科教授及修練指導要目（昭和一八年三月二五日 文部省訓令）

(一) 中等学校令

主旨

(ア) 中等学校の目的について、第一条で次のように規定した。

中等学校ハ皇国ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ国民ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス（傍線は引用者。）

国粹思想の一端を如実に表現した規定となっている。

(イ) 第二条の次の規定により、中学校・高等女学校・実業学校すべてを包含して中等学校と称することになる。

- (エ) 中等学校ヲ分チテ中学校、高等女学校及実業学校トス
- (ウ) それぞれ修業年限を一年短縮して四年とする。
- (エ) 中等学校の教科書を、今までの検定制から国定制とする。

(二) 中学校規程

主旨

- (ア) 教科は、国民科・理科・体練科・芸能科・実業科及び外国語科とする。
- (イ) 従前の「国語漢文」は「国民科国語」として、修身、歴史及地理の三科とともに国民科の中に統合される。国民科の要旨として、第三条で次のように規定された。
 - 国民科ハ我が国ノ文化並ニ中外ノ歴史及地理ニ付テ習得セシメ国体ノ本義ヲ闡明シテ国民精神ヲ涵養シ皇國ノ使命ヲ自覚セシメ実践ニ培フヲ以テ要旨トス
 - 国民科ハ之ヲ分チテ修身、国語、歴史及地理ノ科目トス
- (ウ) 「書道」は、芸能科の科目となる。

(三) 中学校教科教授及修練指導要目

主旨

- (ア) 「国民科国語」は、講読（国文・漢文）・文法・作文及話方の四領域となる。「教授要旨」として、次のように定められた。

国語科国語ハ正確ナル国語ノ理會ト發表トノ能力ヲ養フト共ニ古典トシテノ国文及漢文ヲ習得セシメ国民

的思考感動ヲ通ジテ国民精神ヲ涵養シ我々ノ文化ノ創造發展ニ培フモノトス

国民科国語ハ講読、文法、作文及話方ヲ課スベシ

(イ) また、「教授方針」として、次のように示されている。

一 国語ガ国民的思考感動ノ具現ニシテ且之ヲ形成スルモノナル所以ヲ明ニシテ国語ノ正確ナル理會・發表ノ能力ヲ養ヒ国語尊重ノ精神ヲ涵養スベシ

一 古典トシテノ国文ヲ通ジテ皇国ノ伝統ト其ノ表現トヲ會得セシメ国民生活ノ發展ト皇国文化ノ創造トニ培フベシ

一 古典トシテノ漢文ヲ通ジテ皇国及東亞ノ思想、文化ト其ノ表現トヲ會得セシメ国民精神ノ涵養ニ資スベシ（傍線は引用者。）

戦時下にあつて、「皇国ノ伝統」、「皇国文化ノ創造」といった思想が、国語科教育全体をおおう時代となつていたのである。

(ウ) 「教授事項」として、次のような事項が定められ、「国語の醇正化」並びに「古典の読破力の錬成」の二つが眼目とされた。

一 講読ハ皇国ノ道ノ具現タル各時代ノ国文ト皇国ノ發展ニ寄与セル漢文トノ中ヨリ醇正ナルモノヲ選ビ之ガ正確ナル読誦ト解釈トヲ課シ教材ニ依リテハ暗誦・書取ヲ課スベシ

二 文法ハ口語法・文語法ノ大要ト国語ニ関スル基本的事項トヲ授ケテ国語ノ正確ナル理會・發表ノ能力ヲ修練シ国語ノ構造及特質ヲ會得セシメ国語意識ノ確立ニ資スベシ

三 作文ハ書簡・日記・報告・記録・説明・感想及主張等各種ノ文ヲ綴ラシメ思想・体験ノ正確自由ナル發表ニ付テ指導シ醇正ナル国語ノ表現力ヲ修練スベシ

文休ハ口語文ヲ主トシ文語文・候文ヲモ併セ課スベシ

四 話方ハ各自ノ生活ニ即シテ思想・体験ノ正確ナル発表聴取ヲ訓練シ醇正ナル国語ノ使用ニ習熟セシメ敬語ノ使用ニ慣レシムベシ(傍線は引用者。)

(エ) 授業時数は、一年から四年まで毎週五時間とし、領域ごとに時間配当がなされている。学年ごとの時間配当は、次のようになってゐる。

第一学年 百七十時(毎週五時)

講読 国文 六十八時(毎週二時)

漢文 三十四時(毎週一時)

文法 三十四時(毎週一時) 作文・話方 三十四時(毎週一時)

第二学年 百七十時(毎週五時)

講読 国文 六十八時(毎週二時)

漢文 三十四時(毎週一時)

文法 三十四時(毎週一時) 作文・話方 三十四時(毎週一時)

第三学年 百六十時(毎週五時)

講読 国文 六十四時(毎週二時)

漢文 六十四時(毎週二時)

文法 十六時(隔週一時) 作文 十六時(隔週一時)

第四学年 百六十時(毎週五時)

講読 国文 六十四時(毎週二時)

漢文 六十四時（毎週二時）

文法 十六時（隔週一時） 作文 十六時（隔週一時）

(オ) 「教授ノ注意」として、精細な指導事項を一〇箇条にわたって示している。

一 講読・文法・作文及話方ハ常ニ相互ノ関連ヲ緊密ニシテ指導スベシ

一 講読ニ於テハ読誦ヲ重ンジ反復練習ニ依リ解釈ノ根基ヲ確立スルコトニカムベシ

一 読誦ニ於テハ発音ヲ正シクシ句読及文脈ヲ明確ニ読ミナラハシムルヤウ注意スベシ

一 講読ニ於ケル解釈ハ読誦ニ依リテ得タル意味ノ把握ヲ中心トシテ語句・文章ノ的確ナル理會ニ導キ表
現ニ即シテ国民精神ヲ涵養スルコトニ留意スベシ

支那ノ典籍ニ取材セル文章ハ民族ノ特性及歴史ニ照シテ理會セシメ国民精神トノ關係ヲ明確ニスベシ

一 文法ニ関スル事項ハ生活ノ實際ニ即シテ之ヲ習得セシメ國語ノ理解力ト發表力トヲ的確ナラシムルト
共ニ國語ニ対スル関心ヲ深カラシムルベシ

一 作文ニ於テハ情操ヲ涵養シ識見ヲ鍊磨シ国民生活ノ發展ト國民的自覺ノ深化トヲ期スベシ

一 作文ニ於テハ推敲ノ必要ヲ自覺セシメ且之ニ習熟セシムベシ尚初学年ニ於テ正確ナル表記法ヲ習得セ
シムベシ

一 話方ハ時・処・位ニ応ジテ適切ヲ期シ特ニ眞実ヲ尊ビ言責ヲ重ンズルノ精神ヲ養フベシ

一 話方ニ於テハ訛音・訛語ヲ矯正シテ醇正ナル発音・語彙・語法ニ習熟セシムルト共ニ適正ナル話方・
聴方ノ姿勢態度ヲ修練セシムベシ

一 話方ハ特設セル時間ニ於テノミナラズ学校生活ノ全般ニ互リ之ガ修練ニカムベシ（傍線は引用者。）

この注意事項の特色としては、音声言語に関する指導において、新生面を切りひらいたという点である。そ

の特色をまとめると、次のようなことになる。

- 「話方」が、講読・文法・作文とともに、学習指導内容の一分野として位置づけられたこと。
- 「相互ノ関連ヲ緊密ニシテ」とあるように、音声言語指導と文字言語指導との相互関係を明確にしたこと。
- 「適正ナル話方・聴方ノ姿勢態度」の修練とあるように、聞き方に関する指導を提示し、聞くことの分野を取り上げたこと。

○「話方」に関する指導は、特設の時間だけでなく、学校生活全般にわたって指導すべきことを示したこと。

○音声言語の分野で、各自の生活に即した生活言語を重視しようとする姿勢がうかがえること。

この中には、今日の高等学校の国語教育にも生かしていくことのできるものも多い。非常に示唆に富む、ユニークな指導事項となっている。

しかしながら、この当時の戦時下における学校教育の中で、国語教育をはじめ、教育活動そのものが、十分に実践される情勢にはなかったのである。

昭和二〇年五月には、「戦時教育令」が公布されるなど、生徒は勤労奉仕で工場に動員されるなどして混乱のうちにあったのである。

(参考) 高等女学校・実業学校における実践

一 高等女学校

高等女学校における概略を、学科目、授業時数等を中心にしてまとめると、次のようになる。

(一) 高等女学校規程(明治二八年一月二十九日 文部省令)

○国語に関する科目には、「国語」と「習字」とがあり、随意科目として「漢文」が設けられた。

- 「国語」は、「講読」と「作文」に分かれ、読方、話方、作文、文法等の領域が指導内容とされた。
- 古典の教材を「中古以降」と規定している。
- 授業時数は、「国語（講読・作文）」は、第一学年と第二学年は毎週五時間、第三学年から第六学年までは毎週四時間となっている。
- この規程が公布されるまでは、多くの学校では、読書科を設け、「講読」では「漢字交り文、漢文、和文、文法」を「作文」では「叙事文、日用文」を主に指導していたようである。
- (二) 高等女学校令施行規則（明治三四年三月二日 文部省令）
 - 古典教育の教材の範囲が、従前の「漸ク中古以降ノ平易ニシテ雅馴ナル文章及歌ニ及ホシ」から、「進ミテハ近古ノ文章ニ及ホシ」と改められた。
 - それまで学科目として独立していた「習字」は「国語」に編入され、また随意科目として認められていた「漢文」は省かれることとなった。
- 毎週授業時数も、四年制の場合は「六 六 五 五」、五年制の場合は「六 六 六 五 五」となった。
- (三) 高等女学校教授要目（明治三六年三月九日 文部省訓令）
 - 要目の中で、「講読ノ材料」や「材料ノ配当」など、詳細な規定がなされた。
 - 「国語」は「講読（読方・解釈・暗誦）」、「文法及作文」、「習字」で構成され、そのいずれについても詳細な規定がなされたのは、中学校の場合と同様である。
- (四) 高等女学校及実科高等女学校教授要目（明治四四年七月二九日 文部省訓令）
 - 「国語」の四分科は前回と同じであるが、「講読」は、読方及解釈・話方・暗誦・書取をその内容としている。

(五) 高等女学校令施行規則中改正（大正九年七月二一日 文部省令）

○「国語」の毎週授業時数は、修業年限が五年制にあつては、「六 六 六 五 五」に、四年制にあつては「六 六 五 五」に、三年制にあつては「五 五 五」と定められた。これは、「高等女学校令中改正」により、修業年限を五箇年又は四箇年とし、三箇年の学校も認めたための措置である。従前の四年を基本としたものを五年とすることになったのである。

(六) 高等女学校教科教授及修練指導要目（昭和一八年三月二五日 文部省訓令）

- 高等女学校は、中学校、実業学校とともに、一括して「中等学校」と呼ばれることになる。
- 「国語」は、「修身」「歴史及地理」とともに国民科の一科目となる。
- 「国民科国語」は、講読・文法・作文及話方の四領域となる。
- 「講読」に「漢文」が導入され、「国文」とともに学習することとなる。
- 「習字」は、「芸能科書道」となる。
- 教科書は、国定教科書を使用することになる。
- 毎週授業時数は、四年制で「五 五 四 四」となる。

二 実業学校

(一) 徒弟学校規程（明治二七年七月二五日 文部省令）

○ 徒弟学校の教科目としては、存在しなかったが、希望により、「国語」・「習字」・「作文」を授けることが可能であった。その実態はよく分かっていない。

(二) 実業学校令（明治三二年二月七日 勅令）

○この令の公布により、実業学校の種類により、学科目は、次のように定められた。

工業学校 読書・作文

農業学校 甲種 読書・作文

乙種 読書・習字・作文

商業学校 読書・習字・作文

水産学校 国語

○修業年限は、いずれも原則として、三箇年となっている。

(三) 実業学校教授要目（昭和二年三月二七日 文部省訓令）

○「国語」の科目が設定される。

○授業内容は、「講読」・「作文」・「文法及習字」とした。また、「漢文」を加えることも可能とされた。

○この要目は、修業年限五箇年のものを標準としている。授業時数は第一学年から第三学年までは、「毎週四時乃至六時」、第四学年「毎週二時乃至四時」、第五学年「毎週二時乃至三時」となっている。

(四) 実業学校規程（昭和一八年三月二日 文部省令）

○従来の「実業学校令」は廃止され、実業学校は、中学校・高等女学校とともに「中等学校」として包括されることになった。

○「国語」は、中学校と同じように、国民科の一科目となり、「国民科国語」となった。

○修業年限は四箇年としたが、男子にあつては三箇年、女子にあつては二箇年も認められた。

おわりに

本稿では、旧制の中等国語教育の実践の跡を、法令を中心にまとめたものである。そこには、先人のたゆまぬ努力の足跡をみることがができる。時代の流れに翻弄されながらも、着実に実践されてきた歩みは、私どもに大きな勇気を与えてくれるものでもある。

国語科教育の実践史の把握には、古典教育史、文法教育史、作文教育史等種々のとらえ方があるが、ここでは、法令を中心とした変遷の中で、教育実践の全体像が、浮き彫りになるよう努めたつもりである。

もちろん、昭和二二年の「学習指導要領一般編（試案）」から「平成一一年改訂高等学校学習指導要領」に至る、昭和戦後期の把握がなされてこそ、「国語科教育課程の成立と展開」は、真の姿を現すのであるが、別の機会に譲りたいと思う。

参考文献

（参考文献）

- 『国語教育史資料第五卷』東京法令 平九
『近代日本教育制度史料第一巻～第三巻』講談社 昭五一
『国語教育史研究』山根安太郎 溝本積善館 昭四一

（引用文献）

- （1）『愛媛県教育史第四巻』愛媛県教育委員会 昭四六 一九頁
（2）『愛媛県教育史資料篇第一集』愛媛県教育センター 昭四四 一七四頁

- (3) 『教育制度発達史第三卷』教育史編纂会 昭一三 一〇一頁
- (4) 『国語教育史資料第二卷』東京法令 平九 一三二頁
- (5) 『同右書』二五〇頁
- (6) 『同右書』二六一頁
- (7) 『同右書』三七八頁
- (8) 『国語教育史資料第一卷』東京法令 平九 一七九頁
- (9) 『同右書』二六一頁
- (10) 『国語教育史資料第五卷』東京法令 平九 一四〇頁